

# 令和8年度（4月1日付）任用 帯広市会計年度任用職員の募集(職種、勤務条件等)について

- 受付期間 令和8年1月19日(月)から2月2日(月)まで 受付時間：午前8時45分から午後5時30分 ※土日祝を除く
- 申込方法 ①もしくは②のどちらかの方法でお申し込みください
- ①【推奨】上記期間内に、インターネットによる電子申請 (HARP <https://www.harp.lg.jp/nQVzkGg5>) にてお申し込みください。
- (1) 上記URLもしくは右記QRコードからアクセスし、申し込んでください。
- (2) 申込データが2月2日(月)午後5時30分までにサーバーに正常に到達したものに限り有効とします。余裕をもってお申し込みください。
- (3) 申請入力画面で60分間通信(ページ移動)がない場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。入力に時間がかかる項目については、事前に内容を確定したうえで入力されることをお勧めします。
- ②上記期間内に、市販の履歴書または、会計年度任用職員応募用エントリーシート(PC可)を持参、または郵送にて帯広市教育委員会企画総務課(本庁舎8階)へ申し込みください。なお、ハローワークで紹介状を交付されている方は併せてご提出ください。※郵送の場合：2月2日(月)必着  
**※市販の履歴書を使用される場合は、別途作文用紙を用意し、記入の上、履歴書と併せて提出してください。**
- ※エントリーシートは帯広市ホームページ (<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp>) からダウンロードできます。
- =履歴書及びエントリーシートに関する注意事項=
- 提出いただいた履歴書及びエントリーシート、作文は返却しません。
- 試験日 令和8年2月9日(月)、10日(火) 9:00～(予定)
- 試験内容 面接試験  
※試験内容に関する質問についてはお答えできません。
- 作文試験のテーマ 「私が会計年度任用職員として働くうえで大切にしたいこと」  
上記の各項目に対して、あなたの考えを記載してください。
- 試験会場 帯広市役所10階第4会議室 (帯広市西5条南7丁目1番地)  
⇒詳細については、個別にご連絡します。
- 任用期間 任用期間は4月1日から翌年3月31日までの期間ですが、業務が継続し、かつ勤務状況等が良好であれば1年間再度任用されることがあります。  
なお、別添募集内容の再度任用上限回数『2回まで』とあるのは、最長で通算3年の勤務を上限とするものです。
- 応募資格等 下表『必要資格等』を満たしている方。  
地方公務員法第16条に該当しない方(以下、地方公務員法第16条抜粋)※該当する方は申し込みできません。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過しない者
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- なお、日本国籍を有しない人は採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することができません。
- その他 年次有給休暇は勤続年数や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用日に付与します。



HARPによる申し込みはこちらからアクセスできます  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

=問合せ(送付)先=  
帯広市教育委員会 企画総務課  
〒080-8670  
帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所8階  
TEL:0155-65-4201

## 募集内容

職名	勤務場所	主な業務内容	募集人員	再度任用上限回数	報酬額(※1)	勤務日 勤務時間/休憩時間	通勤手当(※2)	期末勤勉手当(※3)	加入保険	時間外勤務	必要資格等
事務補助員	市内小・中学校	事務補助業務 (例:授業や宿題で使用するプリントの印刷業務、掲示物の展示作業、教材の整理、電話応対など)	26名	2回	日額 8,022円	・週35時間勤務 ・8:00~16:00(月~金) ※休憩60分 ※夏季休業、冬季休業、開校記念日は勤務なし ※土日に参観日、運動会(体育祭)等の行事の場合、休日勤務あり	あり	あり	健康保険 厚生年金 雇用保険	月平均1時間程度	なし

※1 正職員の給与が改定された場合は、その実施時期を含め取扱いに準じて改定します。例えば、4月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。

支給日は翌月15日です(支給日が土日祝の場合は直近の営業日)。

※2 通勤手当は所定の基準に伴い、通勤方法及び距離に応じた通勤費相当額が加算されます。(日額上限7,142円)

※3 要件を満たした場合、基準に従い6月・12月に支給します。